

第2章 生活安全

第1節 生活安全に関する安全教育

1 生活安全に関する安全教育の目標

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

2 生活安全に関する安全教育の内容

区 分	ね ら い	内 容
教科学習時・総合的な学習時の安全	各教科・総合的な学習時・児童（生徒）会活動時における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全確保の方法等について理解し、安全に学習できるようにする。	施設・設備と学習用具の安全
		施設・設備と学習用具の点検と整備
		運動や実習・実験・校外学習のときの安全
児童（生徒）会活動等の安全	児童（生徒）会活動等について理解し、安全に学習できるようにする。	児童（生徒）会活動の安全
		クラブ活動等の安全
		活動計画の立て方と活動の安全
学校行事における安全	学校行事等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする。	運動会、校内競技大会等の安全
		遠足・旅行・集団宿泊時の事故とその防止
		交通機関の安全な利用と自由時間の事故の防止
		勤労生産・奉仕的な活動等の安全
始業前や放課後等、休み時間、清掃活動の安全	始業前や放課後等、休み時間、清掃活動等における事故の発生状況と安全のきまり・約束等や安全の確保の方法等について理解し、安全な行動ができるようにする。	服装や健康の状態と事故の防止
		学校施設に基づく事故の原因と安全な行動
		学校生活での事故と安全な行動
		清掃活動の安全
給食時の安全		給食時の安全
登下校や家庭生活の安全	登下校のときに起こる事故や家庭の内外で起こる事故について理解し、安全な行動ができるようにする。	登下校時に起こる事故、犯罪被害とその防止
		家庭の内外で起こる事故、犯罪被害とその防止
野外活動等の安全	野外の活動で起こる事故について理解し、安全に行動できるようにする。	水泳、登山、スキー、スケート、水辺活動等の事故と安全な行動
事件・事故災害発生時の安全・応急手当	事件・事故災害発生時の避難や通報の仕方、簡単な応急手当の仕方について理解し、適切に行動できるようにする。	不審者侵入時の対応
		けが人に対する介助の仕方
		けがの応急手当の仕方と措置
		熱中症・光化学スモッグ発生等の措置と応急手当の仕方
地域や社会生活での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。	地域での犯罪被害の現状と安全な行動
		地域での犯罪被害の防止に関する活動や対策
		地域・社会生活の安全に関する機関や団体の活動
		地域・社会における責任と役割

～事件・事故に遭ったり、目撃したりした時～ 110番のかけ方



心構え

- ◆ 冷静に110番通報する。
- ◆ 負傷者がいる場合は119番通報（救急車等）を優先する。
- ◆ 緊急でない場合は、地域の警察署へ通報する。

資料 P195



1

事件ですか？事故ですか？

◆ 「交通事故」、「連れ去り」、「暴行」など、
通報内容を簡単に話して下さい。

2

場所はどこですか？

◆ 地名や近くにある交差点名、建物など、
目標となる場所を話して下さい。

3

いつのことですか？

◆ 発生した時間を話して下さい。
(例)「今から3分位前です。」

4

犯人の特徴と逃走方向を
教えて下さい。

◆ 犯人の特徴を話して下さい。
◇ 性別（男・女） ◇ 年齢（何歳位）
◇ 体格（身長） ◇ 体型（太・中・細）
◇ 髪型（長さ、色） ◇ 顔の特徴（メガネ等も）
◇ 服装（色、帽子等）

◆ 逃走方向を話して下さい。
◇ どちらの方面に逃げたか

◆ 逃走方法を話して下さい。
◇ 自動車、自転車、徒歩等
◇ ナンバー、色、車種



5

被害の程度や現場の様子を
教えて下さい。

◆ 負傷者の有無や被害の程度を話して下さい。
◆ 事件・事故の状況を話して下さい。

6

あなたのことを
教えて下さい。

◆ あなたの住所、名前等を伝えて下さい。
(個人情報保護されます。)

第2節 学校生活に関する安全管理

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

学校生活の安全管理を効果的なものにするには、まず、安全管理の観点と方法を適切に定める必要がある。観点と方法の設定には、全国、地域、あるいは各学校における過去の事故統計や事件事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態を踏まえなければならない。さらに、観点や方法について全校の教職員で共通に理解を図る必要がある。

1 学校生活の安全管理の方法

(1) 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握

自校における事故の発生状況及びその原因・関連要因等を確実に把握するためには、

- ①運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査
- ②学級日誌、委員会活動及びクラブ活動等の記録
- ③健康観察や保健室来室状況等の記録
- ④教職員による行動観察

などの情報を活用する。

国内外の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事件事例等を活用する。以上のような情報は、校内は当然のこと、地域の学校間においても積極的に交換されることが望まれる。

(2) 行動や場所の規制

行動や場所の規制は、休み時間やクラブ活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効であるように、具体的で明確でなければならない。

例えば、立入りを禁止する場合には、その場所を明示するとともに、容易には立ち入ることができないような措置を講じる必要がある。そのためには、まず、規制について教職員が共通に理解し、協力体制を確立し指導する必要がある。さらに、規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守を徹底させなければならない。

(3) 情緒の安定及び良好な健康状態の把握

児童生徒等の情緒の状態をはじめとする心身の健康状態は、行動に大きく影響し、結果として児童生徒等の安全性に影響を与える。よって、心身の健康状態の把握及びその安定や改善に努めることが重要である。なお、個別の対応が必要な児童生徒等は、言葉で促すだけでなく実際に目視で確認することも大切である。

(4) 安全管理と安全教育との関連

学校生活における安全管理は、事故防止を直接的な目的としていることから、指示的、規制的になりやすい。もちろん、指示的・規制的姿勢は必要であるが、あまりに偏ると、思春期以降には逆効果になる場合も少なくない。規制やきまりについては、規範意識形成のために遵守させるべき対象と捉えるばかりでなく、児童生徒等が安全を重視した意志決定や行動選択を行うための環境整備の1つであるとみなすことができる。したがって、児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切である。すなわち、安全管理と安全教育は相互に充実を図る関係にあることに留意する。

また、学校生活における安全管理の効果を高めるためには、教職員と児童生徒等との人間関係及び児童生徒等相互の人間関係において信頼が不可欠である。

なお、児童生徒等の中には、危険な行動をとるなど、けがをしやすい者も認められる。こうした児童生徒等に対しては、多面的な理解、個別的な指導など、発達の段階も考慮した働きかけを行うことが大切である。

2 学校生活の安全管理の対象

(1) 各教科等の学習時間

各教科等の学習時、特に、理科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科、体育科、保健体育科、及び高等学校の専門教育での実験、実習、実技などにおける事故は少なくない。また、総合的な学習の時間等では、校外で活動することも想定されるので、安全への一層の配慮が必要となる。各教科等の安全管理では、学習中は当然のこと、学習前から心身状態等の把握に努める。また、けがの可能性が高い児童生徒等に対しては、個別的に配慮する。校外での活動に際しては、事前の調査等が不可欠である。

これらの教科に共通して留意すべき事項としては、次のような点が挙げられる。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 始業前や授業前に、児童生徒等の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか。 |
| <input type="checkbox"/> 施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解され、利用の仕方に危険はないか。 |
| <input type="checkbox"/> 情緒不安傾向の児童生徒等、特に、注意を要する者に対する適切な個別的配慮がなされているか。 |

これらの基本的な共通点に留意して、それぞれの教科等の特性、児童生徒等の実態に応じた具体的な観点を作成して、安全管理の万全を図る必要がある。

(2) 休み時間

休み時間等の安全管理は、始業前の時間、業間の休み時間、昼の休み時間、放課後などが

その対象となる。このような時間には、児童生徒等は解放感から、とかく無意識のうちに危険な行動をとる場合があり、事故の発生も多く、児童生徒間の暴力やいざこざ等が起こることも考えられる。したがって、始業前の特定時間、業間の休み時間、昼の休み時間、放課後等それぞれ時間の特徴に応じて、次のような観点から安全点検を行い、必要な措置をとるようにする。

校舎内で活動している場合	<input type="checkbox"/> 屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。 <input type="checkbox"/> 校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。 <input type="checkbox"/> 庇や天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。
運動場、体育館等で活動している場合	<input type="checkbox"/> 運動や遊びをしている者との間に危険はないか。 <input type="checkbox"/> 運動や遊びの種類と場所に危険はないか。 <input type="checkbox"/> 休み時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか。 <input type="checkbox"/> 人目につきにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。 <input type="checkbox"/> 新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上の問題となるものはないか。
運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合	<input type="checkbox"/> 遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。 <input type="checkbox"/> 利用の仕方に無理はないか。 <input type="checkbox"/> 利用している者の行動に危険はないか。 <input type="checkbox"/> 固定施設の近くにいる者に危険はないか。

(3) 特別活動（部活動、クラブ活動、学校行事等）の活動時

部活動、クラブ活動等の活動は、児童生徒等が自主的に行う、学年や学校全体など集団で行う、校外で行うなどの特徴を有する。また、これらの活動は、場所、活動状況等が極めて多岐にわたる。よって、多様な状況に応じた安全管理が必要となる。

部活動、クラブ活動や学校行事など、児童生徒等が自主的に行ったり学年や学校全体など集団で行ったりする諸活動については、慎重な安全管理の配慮が必要である。このために共通した観点を次に挙げる。

<input type="checkbox"/> 参加する人員は完全に確認されているか。
<input type="checkbox"/> 異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険がないか。
<input type="checkbox"/> 場所、時刻、時間等に無理や危険はないか。 また、用具や使用施設・設備の安全の状態が確認されているか。
<input type="checkbox"/> 参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。
<input type="checkbox"/> 活動をしている者同士の間には危険はないか。

このような基本的な共通点を押さえながら、各活動内容に沿って、具体的な観点を設定し、児童生徒等の自己管理と併せて、効果的な安全管理を進めていくことが必要である。

特に、放課後等に行われる部活動での事故が多いので、部活動に参加する者の自己管理を徹底するとともに、直接指導を充実するなど教職員の共通理解を図るようにする。また、歯等の障害が著しく多いことから、種目や運動内容によっては、マウスガードを活用することなども考慮する必要がある。

(4) 学校給食の時間

学校給食では、配膳室からの食缶等の受渡し時、運搬時、教室内での配膳時等の様々な段階がある。この段階に際して、時として事故を招くことがある。このため、特に次のような観点に留意した安全管理が必要となる。

<input type="checkbox"/> <u>学校給食の配膳室の窓口前に危険はないか。</u> また、 <u>食缶、食器等の受渡しの方法等に危険はないか。</u>
<input type="checkbox"/> <u>食事や食器を運搬する方法、運搬する通路などに危険はないか。</u>
<input type="checkbox"/> <u>食事を配膳するときの取扱いに危険はないか。</u>

また、学校には各種のアレルギー疾患の児童生徒等が在籍していることや、既往症のある児童生徒等のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応する事例もあることから、アレルギー疾患の児童生徒等の有無にかかわらず、油断することなく、全ての学校でアレルギー疾患の理解といざというときの対応を整えておく必要がある。このため、特に、食物アレルギーへの対応については、各学校の対応マニュアルに記載された取組が確実に行われていることについても併せて確認が必要である。

(食物アレルギー対応に関しては、「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」「学校給食における食物アレルギー対応指針」を踏まえ、適切に行う。)

(5) 清掃活動等作業時

日常の清掃、大掃除、学校環境緑化活動、その他の作業活動時においても、用具の扱い方、危険な行動などが原因で事故が発生することがある。このため、次のような観点に留意して、安全管理に当たることが大切である。

<input type="checkbox"/> <u>道具や用具が正しく安全に利用され、また作業時等の服装が適切なものであるか。</u>
<input type="checkbox"/> <u>肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか。</u>
<input type="checkbox"/> <u>作業している場所及びその周辺に危険はないか。</u>
<input type="checkbox"/> <u>作業活動が周辺の者に危険を及ぼすことはないか。</u>

3 不審者侵入防止に関する安全管理

学校において児童生徒等の生命や安全を守ることは、すべての教育活動における基礎となり、また、その前提となる。このため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。具体的には、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における侵入のおそれのある不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、実施する必要がある。

なお、不審者侵入防止に関する安全点検を実施する際には、これまで実施している施設・設備等の定期、臨時及び日常の安全点検と改善措置と併せて実施すると、効果的・効率的に実施できるものと考えられる。

(1) 日常の安全確保

①教職員の共通理解と校内体制の整備

日ごろから、児童生徒等の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の高揚を図り、「危機管理マニュアル」の作成・改善などにより、校内体制を整備する。

②来訪者の確認

学校への来訪者の案内・指示・誘導、敷地や校舎への入口等の管理、入口や受付の明示、来訪者への声かけや名札等による識別などについて検討し、必要な対策を実施する。

(2) 学校施設面における安全確保

校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、錠の点検・補修、警報装置や防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡、通報体制の整備、死角の原因となる立木等の障害物の有無、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性などについて検討し、必要な対策を実施する。

(3) 不審者情報にかかわる関係機関との連携

資料 P195

日ごろから、学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図るとともに、近接する学校等間の情報提供体制を整備する。

(4) 始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備

始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。

(5) 安全に配慮した学校施設の開放

開放部分と非開放部分とを明確に分けることと不審者等の侵入防止策（施錠等）の実施、保護者やPTA等による学校支援のボランティア活動への積極的な協力の要請など、必要な対策を実施する。

(6) 「地域に開かれた学校づくり」と安全確保の両立

参照 P146

「地域に開かれた学校づくり」については、家庭や地域社会とともに児童生徒等を育てていく観点に立って、学校施設の開放、教育機能の開放、学校情報の公開、教育活動や学校運営の開放などを行っているものであり、今後もその重要性は変わらない。したがって、「地域に開かれた学校づくり」を推進するためには、その前提として、学校の教職員や地域住民の学校の安全管理に関する意識を高め、学校や地域の状況に応じた外部からの不審者等の侵入防止の対策を継続的に実施し、児童生徒等の安全確保を図ることが絶対の条件である。

その際、地域学校安全委員会（P135参照）や学校評議会、PTA、地域住民、スクールガード・リーダー、学校安全ボランティア等との緊密な連携による学校の安全確保が重要である。

4 事故等発生時の危機管理

(1) 事故等発生時の対応

校内で事故等が発生した場合、原則として、

- ・その場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行う。
- ・必要に応じて救急車等の手配や警察への連絡をする。
- ・直ちに養護教諭や他の教職員の応援を求める。
- ・役割を分担して、周囲の状況を整え、児童生徒等の動揺を抑える。
- ・保護者、学校医、教育委員会等へ連絡する。

事後措置としては、

- ・引き続き保護者等との連絡・対応を行う。
- ・教職員間の共通の理解、児童生徒等への指導を行う。
- ・状況に応じて、PTA、警察、消防、報道機関等への対応を行う。

侵入者による校内外における犯罪発生の際には、

- ・児童生徒等の生命や身体の安全確保を最優先し、通報や応急手当などを併せて実施する。

校外学習や学校行事については、

- ・綿密な計画の作成と安全の確認
- ・児童生徒等への事前の安全に関する指導の十分な実施及び教職員体制が通常と異なる場合の役割分担
- ・緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立などについて検討し、必要な対策を実施する。
- ・あらかじめ、経路や現地における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の有無などを詳しく調査しておく。
- ・引率する教職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処の体制を確立しておく。
- ・特に、野外活動等の際には、医師、看護師、養護教諭等の専門的能力が高い者を同行させることが望ましい。
- ・校外でマラソン大会を行う場合や部活動で遠征する場合など、AEDを使用することが考えられる場合は、事前に設置箇所を確認し、必要に応じて活動場所に持参するとともに、AEDの使用方法等について教職員間で確認しておく。
- ・万が一、事故等が発生した場合には、状況に応じた適切な応急手当を行う。
- ・児童生徒等の人員を点検し、その掌握に努めるとともに、児童生徒等が動揺しないように冷静な態度での確な指示を与える。
- ・引率責任者は、事故等発生の状況及び対処の概要を学校へ急報する。
- ・学校は、それを受け、保護者と教育委員会に事故の連絡と報告を行う。
- ・事故等の状況によっては、活動の継続の有無、日程の一部変更などについても、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

①被害児童生徒等の保護者への連絡の留意点

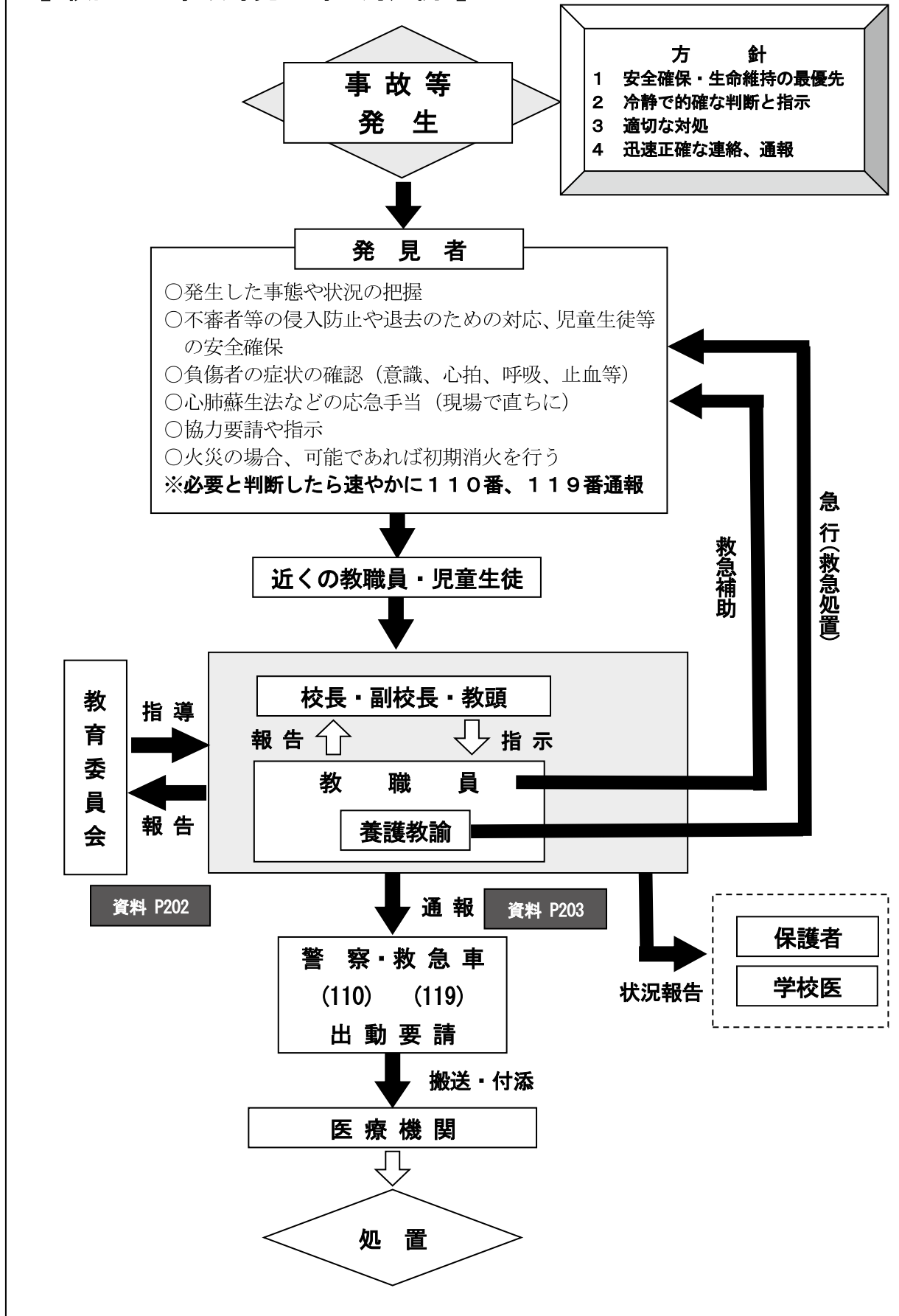
- 被害児童生徒等の保護者に対し、事故等の発生(第1報)を可能な限り早く連絡する。
その際、事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。
- 被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第2報を行うとともに、以後、正確かつ迅速な連絡に努める。
- ※ 緊急の際の連絡方法を複数確保しておくとともに、搬送車や搬送先を記録しておく。

②応急手当を行う際の留意点

突然倒れた場合などは「119番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置が求められる。事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動しなければならない。

- 被害児童生徒等の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- 教職員は事故等の状況や被害児童生徒等の様子に動揺せず、またその他の児童生徒等の不安を軽減するように対応する。
- 応急手当を優先しつつも、事故等の発生状況や事故等発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する(応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。)

【 校内での事故等発生時の対処例 】



(2) 学校への不審者侵入時の緊急対応

学校における不審者侵入時の緊急対応として、3つのチェック、5つの対応が考えられる。この場合、状況に応じて、チェックや対応が同時になされる場合がある。

チェック1 『不審者かどうか』

対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、校地・校舎内及び周辺からの退去を求めるとともに、速やかに「110番通報」をする。

退去を求めても応じない場合には、児童生徒等に危害を加えるおそれがないかどうか速やかに判断する必要がある。

チェック2 『危害を加えるおそれはないか』

対応2 隔離・通報する

凶器や不自然な持ち物を持っている、また、暴力的な言動があるなど、危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内して児童生徒等から隔離するとともに、他の教職員の応援を得て、速やかに「110番」に通報するなどの対応を迅速に行う。

危害を加えるおそれがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求める。

対応3 児童生徒等の安全を守る（隔離できない場合）

隔離や暴力行為を抑止できない場合には、児童生徒等の安全を守ることを第一に考える。教職員は身近にある用具などを用いて侵入した不審者と適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止する。

また、全校に周知して、児童生徒等に被害が発生したり、被害が拡大したりしないようにする必要がある。児童生徒等を掌握して安全を守り、避難の誘導をすることになる。教室等への侵入などの緊急性が低い場合や、児童生徒等が移動することにより、不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で、すぐに避難できるような体制を整えて待機させる。

チェック3 『負傷者がいるか』

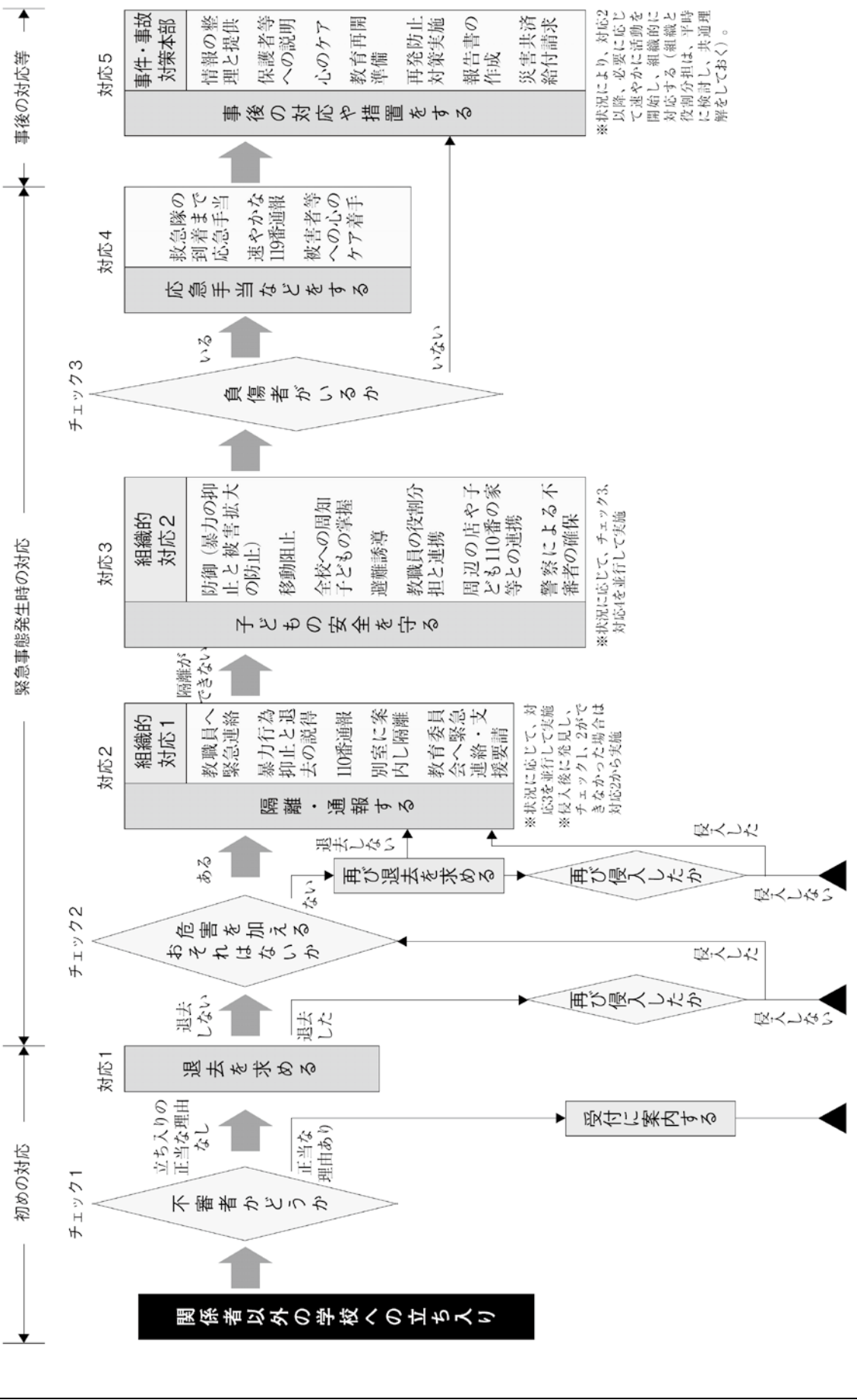
対応4 応急手当等を行う

不審者が暴力行為を働いた場合は、児童生徒等や教職員が負傷することが考えられる。負傷者がいるかどうか把握し、負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請など対応する。同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。また、全体の児童生徒等の心を落ち着かせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には養護教諭を中心に心のケアに着手する。

対応5 事後の対応措置をとる

事後は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成等が必要となる。事件・事故災害対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。

学校における不審者への緊急対応の例



(3) 登下校時における不審者等、緊急事態への対応

登下校時において、無抵抗の児童生徒等を対象とした極めて悪質な手口により犯罪が敢行される事態を防止するため、下記の点について学校、保護者、地域等が連携し、児童生徒等の危険を回避するよう適切な対応をとることが重要である。

①児童生徒に対する注意喚起について

下校時における不審者等による犯罪被害に遭わないための対策として、できるだけ複数での下校を心掛けるようにし、暗い道や人通りの少ない裏道等は、極力通らないようにする。また、声かけや誘いには応じないようにし、相手を刺激しないように対処することが重要である。

不審者や車両が後をつけ、待ち伏せしているような場合は、安全第一を考え、商店や民家、子ども110番の家など安全な場所に避難すること、直ちに110番通報をする等の指導を行うことが重要である。

②家族等の迎えを待つ場合の待ち合わせ場所について

特に部活動終了時等夕刻に保護者が迎えに来る場合は、学校内で待機することや、学校内で待機できない場合は、暗い場所を避け明るい人通りの多い場所を選ぶ等、学校の実情に応じた安全な場所で待ち合わせをすることといった安全な対応を講じることが重要である。
(学校敷地内への車両の乗り入れは必要に応じて検討する。)

③学校周辺の安全点検について

各校においては、下校時における安全の確保について、定期的に防犯の観点で、学校から児童生徒等が利用する最寄りのバス停等まで、及び、保護者が迎えに来る際の待ち合わせ場所(学校敷地内含む)の状況を点検すること。また、異常等が見られた場合には、早急に対応し児童生徒等の安全確保に努めることが重要である。

児童生徒等の通学途中で、事故等が発生した場合の緊急対応として、2つのチェック、3つの対応が考えられる。

学校は、いつ、どこで、誰が、どのような事件・事故に遭ったのか正確な情報を得るとともに、関連機関と連絡をとって、事案に応じた対応がとれるようにする必要がある。その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関への連絡、保護者への連絡などの対応を素早く行うことが求められる。

そのため、日頃から警察や学校安全ボランティア等の関係機関と連携し、防犯教室の実施や不審者に関する情報共有を図るとともに、前もって事件・事故等発生時の対応について検討し、緊急事態に即対応できるようにしておくことが重要である。

また、登下校時における不審者等による緊急事態発生時には、各学校の危機管理マニュアルに従って、被害者等の安全確保、登下校の安全確保など、地域における取組と学校の取組

の両面から対応を行うことが大切である。

以下に、不審者等による緊急事態発生時の対応例を参考として示す。

チェック1 『緊急対応が必要か』

学校に登下校時の不審者情報の第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックする。

対応1 被害者等の安全確保

緊急対応が必要と判断した場合には、児童生徒等の安全確保を図る取組を迅速・的確に行う必要がある。その際、最初に児童生徒等の安全確保などに取り組めるのは、緊急事態の発現場付近にいる地域の人たちであるため、日ごろから学校安全ボランティアをはじめとした地域の人たちの協力が得られる体制を構築しておく必要がある。

学校は、緊急事態の発生を直ちに全教職員に周知し、危機管理マニュアルに基づき、近くのボランティア等への支援要請、現場（病院等含む）への急行、情報収集と整理など、被害者等の安全確保を行う。

チェック2 『不審者が確保されているか』

被害者等の安全確保を行った後、不審者が確保されているかを確認する。

対応2 登下校の安全確保

不審者が確保されていない状況が続く、登下校時の児童生徒等に被害が及ぶ危険性がある場合は、保護者への引き渡しや集団登下校など児童生徒等の安全を確保しなければならない。また、警察の緊急パトロールの要請、地域住民・保護者・学校安全ボランティア等の防犯パトロールの要請など、登下校の安全確保を行う。

対応3 事後対応・措置

事態の収束後、事態への対応を見直し、日ごろの対策と緊急対応を改善する。また、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行うとともに、情報を整理し教育委員会等への報告書を作成し、報告する。また、必要に応じて、あらかじめ決めておいた役割分担により、教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を行う。

※学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成30年2月文部科学省発行）

P32、33「登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応」も参考にすること。

(4) 様々な事故（頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギー）への対応

体育授業及び部活動では様々な事故が起こりやすいため、事前の対策や事故が起こった際の迅速な対応について、十分に理解しておくことが重要である。

頭頸部外傷への対応

コンタクトスポーツ（ラグビー、柔道、サッカー等）や回転運動、飛び込みを伴う競技を行う場合、転倒や投げ技で投げられて、地面や畳に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすること（加速損傷）により、「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。

頭頸部外傷の予防のために

頭頸部外傷事故は、男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。また、部活動においては、競技経験の浅い初心者に事故が起こりやすいことが明らかになっている。発達段階や技量に応じた活動計画を立て、適切な指導を行うことはもとより、無理な練習や施設設備の不備等がないように注意が必要である。

事故発生後の対応について

決してすぐには立たせずに、意識障害の有無等のチェックを行う。意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。

また、脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐことが重要である。頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力（まひ、筋力低下）、感覚異常（しびれ、異常感覚）、呼吸の状態の4つを確認することが必要であり、動かさないで速やかに救急車を要請するのが原則である。動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらうようにする。

熱中症への対応

学校の管理下での熱中症事故は、ほとんどが体育やスポーツ活動によるものであるが、屋内での授業中、登下校中においても発生している。また、それほど高くない気温（25 ～ 30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあり、注意が必要である。

熱中症の予防措置

(1) 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童生徒等の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WBGT）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。

暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度	乾球温度 (※3)	注意すべき 活動の目安	日常生活における注 意事項 (※1)	熱中症予防運動指針 (※2)
31℃以上	27℃以上	35℃以上		外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合は中止すべき。
28～31℃	24～27℃	31～35℃	すべての生活活動でおこる危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒（激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(※4)は運動を軽減または中止。
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒（積極的に休憩） 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意（積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全（適宜水分補給） 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(※1) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver. 3」(2013)より

(※2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」(2019)より

同指針補足：熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。

運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(※3) 乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

(※4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

暑さ指数（WBGT）は、暑さ指数（WBGT）計で測定する。暑さ指数（WBGT）は値が変動するため、活動場所ごと、活動時間ごとに測定し、記録する。

また、暑さ指数（WBGT）計がない場合には、「熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>」（環境省）を活用して、実測値・予測値を確認する。

暑さ指数（WBGT）や熱中症警戒アラート情報などの暑さ情報を、誰もが見やすい場所に設置し、暑さ情報を児童生徒等を含め学校全体で共有する。

(2) 熱中症防止の留意点

校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取る。

環境の留意点	●直射日光、風の有無	直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。
	●急激な暑さ	梅雨明けなど急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	●体力、体格の個人差	肥満傾向の人、体力の低い人には注意する。
	●健康状態、体調、疲労の状態	運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。
	●暑さへの慣れ	久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。
	●衣服の状況など	衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	●運動の強度、内容、継続時間	部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。
	●水分補給	0.1～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。
	●休憩の取り方	激しい運動では30分に1回の休憩が望ましい。

(3) 児童生徒等に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、児童生徒等に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努める。

- ・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応を取る。
- ・暑い日の運動前には、「体調チェック表」などを用いて、自らの体調を確認すること。
- ・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。
- ・感染予防のためのマスクの取り外しについては、熱中症への対応を優先し、暑さで息苦しいと感じた時などは、自身の判断でマスクを外すなどすること。また、体育の授業においては、マスクの着用は必要ないこと。ただし、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

体調チェック表（例）

運動前の体調チェック

下記の項目を確認し、当てはまる場合はチェック欄に✓印を記入の上、指導担当の先生に提出すること。

氏名		記入日	年 月 日 ()
チェック欄	確認項目		
<input type="checkbox"/>	睡眠不足になっている（前日の晩、よく眠れなかった等）		
<input type="checkbox"/>	朝食を抜くなど、食事を取れていない		
<input type="checkbox"/>	疲れがたまっている		
<input type="checkbox"/>	熱がある（熱っぽい）、喉が痛いなど、風邪の症状がある		
<input type="checkbox"/>	腹痛がある、下痢をしている		
<input type="checkbox"/>	胸の痛み、息苦しさがある		
<input type="checkbox"/>	手・足（関節など）に痛みがある		
<input type="checkbox"/>	その他、身体に痛みがある		
<input type="checkbox"/>	暑さの中での運動は久しぶりになる		
その他、体調等に関して気になること等（記入してください）			

（出典：「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」 サンプル編-17）

部活動チェック表【屋外用】 JAPAN SPORT

月	日	無活動名	氏名	性別	天候			
					測定時刻	WSGT ℃	気温 ℃	湿度 %
参加状況	1年生		名					
	2年生		名					
	3年生		名					

生徒が行う部活動場所等の安全確認（○＝異状なし、×＝異状あり＝状況・措置等を記入する。）

項目	確認結果（○・×）	状況・措置等
グラウンドの状態はよいですか。（凹凸、ガラス片などの有無）		
練習の種類となるものが置かれていないですか。		
用具や施設はきちんと使用できますか。		
他の部と共同使用のとき、お互いの活動場所について確認をしましたか。		
換気扇（必要部品等）や水（アイスバッチ）等の整備はしていますか。		
けが・保護不良者は、いましたか。	有 無	
グラウンドの整備はしましたか。（凹凸、ガラス片などの有無）		
使用した用具の検片付けはしましたか。		
使用した用具や施設についても確認はしましたか。		
けが・保護不良者は、いましたか。	有 無	

活動中の取組状況の確認

項 目	確認結果（○・×）	状況・措置の状態や改善すべき点等
WSGTの指針を確認しましたか。	実施 未実施	
必要に応じて水分補給の時間をとりましたか。	実施 未実施	
ウォーミングアップをしましたか。	実施 未実施	
クーリングダウンをしましたか。	実施 未実施	

記録者	<input type="checkbox"/> キャプテン <input type="checkbox"/> マネージャー <input type="checkbox"/> その他の部員 ()	顧問確認
-----	--	------

（出典：学校安全Web「熱中症を予防しよう―啓発資料―」健康自己チェック表・部活動チェック表）

事故発生時の対応について

熱中症が疑われる時には、放置すれば死に至る緊急事態であることをまず認識し、その兆候となる症状が現れた場合には、迅速・的確な対応をとらなければならない。

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状である。意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請し、同時に応急手当（P.205 参照）を行う。意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給をさせる。必ず、誰かが付き添うようにし、症状が改善しない場合は、病院への搬送が必要である。（意識がある場合でも、状況に応じて救急車を要請することも考えられる。）

重症度（救急搬送の必要性）を判断するポイント

- ・意識がしっかりしているか？
- ・水を自分で飲めるか？
- ・症状が改善したか？

搬送時、応急処置の際は、必ず誰かが付き添う。
熱中症の症状があったら、涼しい場所へ移し、すぐに体を冷やす。



身体冷却の方法

氷枕や氷のうを首の両脇、腋の下、大腿の付け根に置き、体表に近い太い血管内を流れている血液を冷やす。
※保冷剤や氷枕（なければ自販機で買った冷えたペットボトルやかち割り氷）をタオルでくるんで当てる。
※濡れタオルを体にあて、扇風機やうちわ等で風を当て、水を蒸発させ体を冷やす方法もある。

「氷水浴／冷水浴法」

現場での身体冷却法としては氷水に全身を浸して冷却する方法「氷水浴／冷水浴法」が最も効果的とされている。水道につないだホースで全身に水をかけ続ける「水道水散布法」が次に推奨されている。

※参考：公益財団法人日本スポーツ協会 啓発動画 <https://youtu.be/g2FZVArhb48>

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類
軽症 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り) 意識障害を認めない(JCS=0)		通常は現場で対応可能 →冷所での安静、体表冷却、経口的に水分とNaの補給	熱けいれん 熱失神
中等症 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐 倦怠感、虚脱感 集中力や判断力の低下(JCS≤1)		医療機関での診察が必要 →体温管理、安静、十分な水分とNaの補給(経口摂取が困難なときには点滴にて)	熱疲労
重症 (入院加療)	下記の3つのうちいずれかを含む (C) 中枢神経症状(意識障害 JCS≥2、手足の運動障害、痙攣発作) (H/K) 肝・腎機能障害(入院経過観察、入院加療が必要な程度の肝または腎障害) (D) 血液凝固異常(急性期DIC診断基準(日本救急医学会)にてDICと診断)⇒Ⅲ度の中でも重症型		入院加療(場合により集中治療)が必要 →体温管理(体表冷却に加え体内冷却、血管内冷却などを追加)呼吸、循環管理 DIC治療	熱射病

軽症の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りでOK

中等症の症状が現れたり、軽症にすぐに改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送(周囲の人が判断)



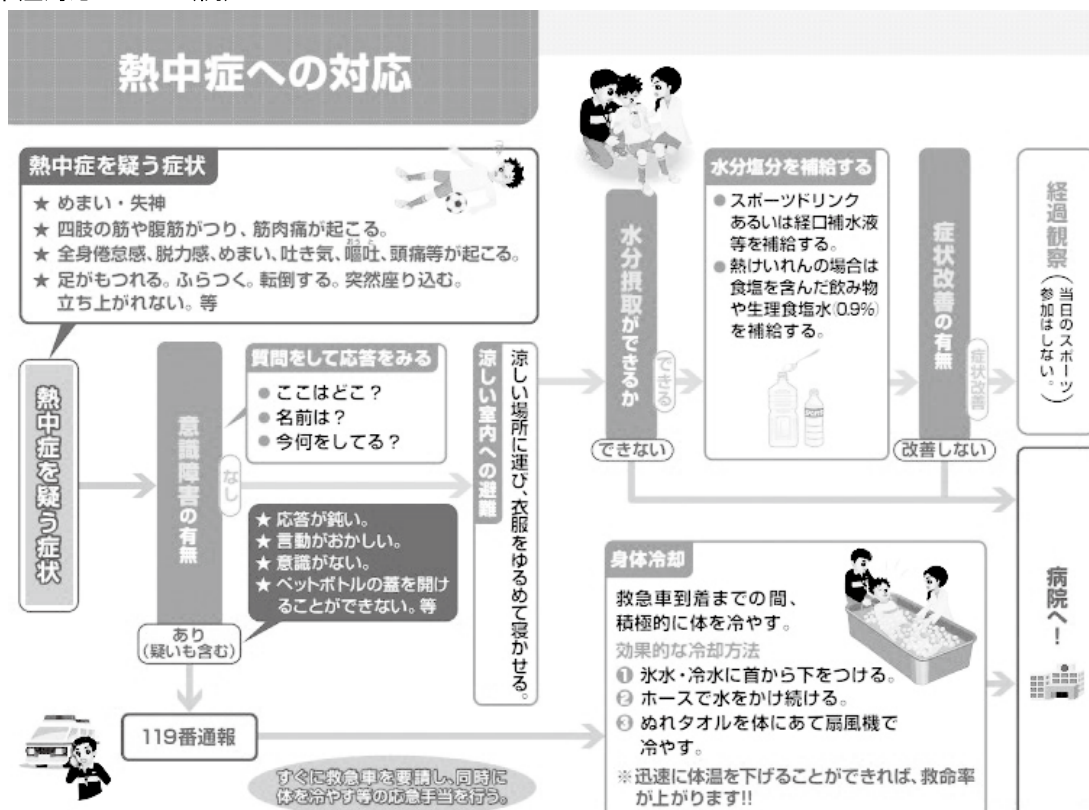
重症かどうかは救急隊員や病院到着後の診察・検査により診断される

※日本救急医学会熱中症分類(出典:日本救急医学会「熱中症診察ガイドライン2015」を改変)

事故発生後の対応について

- (1) 被害児童生徒等、保護者への対応: 誠意ある対応、災害共済給付の手続き、PTA等への説明等
- (2) 再発防止への取組: 発生原因を究明し、再発防止への取組、未然防止について児童生徒等への指導
- (3) 報告書(救急搬送時): 救急搬送した場合は、報告書作成

熱中症対応フロー(例)



(出典: 令和2年度スポーツ庁委託事業「スポーツ事故対応ハンドブック」)

医療機関への情報提供（発症時状況の伝達内容）（例）

※詳細については、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン解説編」参照

①様がおかしくなるまでの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・食事や飲水の摂取 ・その環境下での活動時間 ・服装、帽子 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の環境（屋内・屋外、暑さ指数等） ・活動内容 ・一緒に活動していて通常と異なる点
②不具合になった時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・失神・立ちくらみ ・めまい（目が回る） ・吐き気・嘔吐 ・四肢や腹筋のこむら返り（痛み） ・行動の異常 ・体温 ・呼吸の数 ・現場での緊急措置の有無と方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・頭痛 ・のどの乾き（口渇感） ・倦怠感 ・発汗の程度 ・脈の数 ・意識の状態
③最近の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・今シーズンの活動開始時期 ・睡眠 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調（コンディション・疲労） ・風邪
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・身長、体重 ・既往症（特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他） ・現在服用中の薬 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の既往

《参考資料》

- 「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」－体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点－（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- 「熱中症を予防しよう－知って防ごう熱中症－」（独立行政法人日本スポーツ振興センター 平成30年スポーツ庁委託事業）
- 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）
- 「熱中症環境保健マニュアル2018」（環境省）
- 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（環境省・文部科学省）
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省）

食物アレルギーへの対応

アレルギー疾患は決して珍しい疾患ではなく、学校には各種のアレルギー疾患の児童生徒等が多数在籍している。既往症のある児童生徒等のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応する事例も少なからずある。アレルギー疾患の児童生徒等の有無にかかわらず、油断することなく、全ての学校でアレルギー疾患の理解といざというときの対応を整えておく必要がある。また、医療機関や消防機関等とも相互に連携し、組織的に対応することが不可欠である。

アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

(1) アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。対応委員会では、校内の児童生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン〈令和元年度改訂〉」（公益財団法人日本学校保健会）を参考に話し合いを進める。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

【委員構成と主たる役割】（例）

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	副校長・教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	教務主任・主幹教諭	教頭補佐、校内連携、指示伝達、外部対応
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止
	栄養教諭・学校栄養職員	給食調理・運営の安全管理、事故防止
	保健主事	教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐
	給食主任	栄養教諭等の補佐、各学校における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止

○各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図る。

○必要に応じて、委員会に、共同調理場長、教育委員会の担当者、学校医、調理員の代表、関係保護者、主治医等を加える。

（出典：「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省）

（2）「ガイドライン」と「学校生活管理指導表」の活用

各疾患の特徴を理解し児童生徒等の状態を把握するためには、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の理解と「学校生活管理指導表」の活用の徹底が重要である。日頃から配慮や管理が必要な児童生徒等を把握し、原則として、対象となる児童生徒等の保護者からの、医師の診断に基づく学校生活管理指導表の提出を必須とする。また、それに基づく個別の対応方針を教職員全員で情報共有する。

【学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を用いた情報のながれ】

学校・教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> アレルギー疾患があり、学校での対応を希望する児童生徒等の保護者への管理指導表の提出依頼（症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。） 管理指導表に基づく、具体的取組に関する保護者との協議 児童生徒等に対する取組の実施 緊急時に備えた体制の整備 など
保護者	<ul style="list-style-type: none"> 主治医への管理指導表の記載の依頼、学校への提出 管理指導表に基づく、学校との具体的取組に関する協議 など
主治医・学校医	<ul style="list-style-type: none"> 管理指導表の記載 専門的観点からの指導 急性発作時の相談 など

医師の指示に基づく保護者と学校の共通理解の得られた取組の推進

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

学校生活上の留意点

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者	
アナフィラキシー (ありなし) 食物アレルギー (ありなし)	Ⅱ 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	Ⅱ 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅲ 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要	電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名	電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名	
	Ⅲ アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの重症ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 () 5. 医薬品 () 6. その他 ()	Ⅳ 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、朝食対応が困難となる場合があります。 鶏卵: 卵黄カシワム 牛乳: 乳糖・乳糖脱水カシワム 小麦: 醤油・酢・味噌 大豆: 大豆油・醤油・味噌 ゴマ: ゴマ油 魚類: かつおだし・いりこだし・魚露 肉類: エキス			
Ⅳ 除去対象 該当する食品の番号に○をし、かつ () 内に除去対象を記載 1. 鶏卵 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ビーナッツ () 6. 甲殻類 () 7. 木の果類 () (すべて・エビ・カニ) 8. 果物類 () (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド) 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 ()	Ⅳ 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬 (「エピペン」) 3. その他 ()	Ⅳ 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 Ⅴ-1 長期管理薬 (吸入) (薬剤名) (投与量/日) 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () () Ⅴ-2 長期管理薬 (内服) (薬剤名) 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () () 2. その他 () () Ⅴ-3 長期管理薬 (注射) (薬剤名) 1. 生物学的製剤 () () Ⅵ 発作時の対応 (薬剤名) (投与量/日) 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()	Ⅳ 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅴ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅵ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 Ⅶ その他の配慮・管理事項(自由記述)	電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名	

(出典:「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン (令和元年度改訂)」公益財団法人日本学校保健会)

日常の取組と事故予防

(1) 学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組

給食、食物・食材を扱う授業・活動、運動 (体育・部活動等)、宿泊を伴う校外活動、原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なものなど、学校生活管理指導表における「学校生活上の留意点」に基づく取組を行う。

(2) 献立の作成と検討

安全性を最優先とし、原因物質の完全除去対応 (提供するかしないか) を原則とする。

(3) 給食時間における配慮 (教室での対応)

日々の給食の受け取り、内容確認、配膳、おかわり等のルールを決定する。相互に連携し、組織的に対応することが不可欠である。

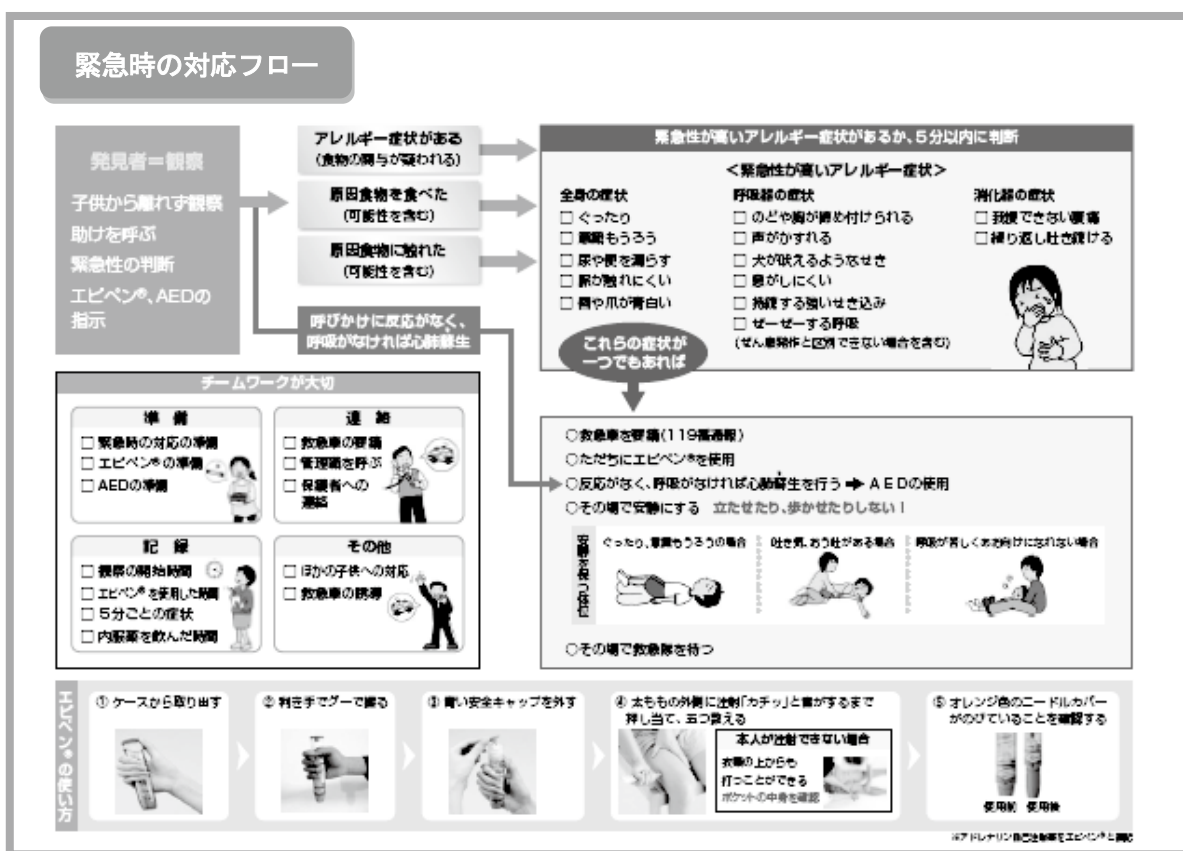
(4) 緊急時対応体制の整備及び研修

緊急時の対応の充実をはかるためには、事前に学校医、主治医、地域の消防機関等

との体制づくりが重要である。

さらに、緊急時に教職員が組織的に対応できるように、全教職員がアレルギー疾患やアナフィラキシーの正しい知識を持ち、緊急時に備えて、校内全体で定期的な研修と訓練を継続して行い、学校全体として取り組む体制を構築する必要がある。研修には全教職員が参加して対応可能な知識と技術の習得を目指し、エピペン[®]の使用の徹底、心肺蘇生法・AED等の適切な救急処置の実施に向け、アクションカードを用いるなど、より実践的な訓練が必要である。

緊急時の対応



(出典：令和2年度スポーツ庁委託事業「スポーツ事故対応ハンドブック」)

学校の管理下において事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止などの取組が求められる。

すべての事故及びヒヤリハット事例について、学校は、状況や問題となった原因、改善方法について管理職に報告し、情報を共有し、アレルギー対応委員会で対策を検討して事故予防の徹底に努めることが重要である。また、その内容を校長は教育委員会へ報告する。

《参考資料》

- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月 文部科学省)
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)」(令和2年3月 公益財団法人日本学校保健会)
- 文部科学省ウェブサイトーアレルギー疾患対策
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353630.htm
- 「エピペン®」ウェブサイト
<https://www.epipen.jp/>
- 「学校における食物アレルギー対応指針ー石川県版ー」(平成28年2月 石川県教育委員会)
- 「事例から学ぶ 学校における食物アレルギー対応 ヒヤリハット事例集」(平成29年2月 石川県教育委員会)
- 「学校における食物アレルギー対応 校内研修事例集」(平成30年2月 石川県教育委員会)
- 「学校における食物アレルギー対応リーフレット 誤食を防ぐルーティンづくり」(令和2年2月 石川県教育委員会)

第3節 生活安全に関する評価

1 校内事故に関する安全管理の評価

	評価の観点	評価の内容
1	児童生徒等の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等の安全に関わる行動の実態や事故発生状況が把握され、それらが安全管理や安全指導に役立てられているか ○様々な教育活動の内容や方法で安全を確保するためのきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか
2	教職員の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ教職員が安全に留意して授業を行っているか ○児童生徒等と日常的なかかわり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか
3	安全管理と安全指導の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか

2 不審者侵入防止に関する安全管理の評価

	評価の観点	評価の内容
1	施設・設備整備の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備の防犯対策は十分に行われたか ○防犯システムの点検は計画的に実施されたか ○学校施設の開放等はPTA等の協力により必要な対策がとられたか
2	不審者対応の評価	<ul style="list-style-type: none"> ○日常の安全確保のための対策はとられていたか ○関係諸機関との連携は十分とられていたか

3 不審者侵入の未然防止や侵入時の対応ポイント

施設・設備	不審者侵入を未然に防ぐための必要な対策を講じている	
	1	学校の出入り口やその他の門以外に、 <u>不審者が侵入しやすい場所はないか点検し、必要な対策をとっている</u>
	2	校内への出入り口を1か所に限定している
	3	登下校時には、児童生徒等の使用する門には必ず教職員が立ち、登校安全指導をするなどの安全管理体制をとっている
	4	校門、 <u>玄関等には、防犯カメラ、インターホン、オートロック等を整備している</u>
	5	校門、 <u>玄関等は常に施錠し管理している</u>
	6	来校者には必ず <u>受付</u> してもらっている
	7	来校者に受付済みが確認できる <u>入校証</u> 等を身につけてもらっている
	8	防犯上の安全管理で死角になる場所に防犯カメラ設置等の対策を講じている
	9	防犯上の安全管理のために <u>樹木等のせん定</u> を行っている
組織・体制	不審者対応マニュアルは学校独自のものになっている	
	1	マニュアルには <u>事前対策、緊急時対策、事後対策</u> ができています
	2	不審者侵入の想定を始業前・授業中・休憩時間・放課後・行事日等および侵入場所など、 <u>さまざまな場合を想定</u> している
	3	マニュアルに職員の役割が明確になっている
	不審者侵入を未然に防ぐための教職員の行動を確認している	
	1	教職員が、来校者に必ず <u>あいさつ</u> や声かけをしている
	2	意識的組織的な <u>校内巡回</u> をしている
	3	緊急通報ボタン、 <u>防犯ブザー</u> 、 <u>笛</u> 等を携帯している
	4	不審者に対じするときの <u>防護盾</u> 、 <u>さすまた</u> 等の用具を確認している
	不審者侵入防止に対する保護者・地域との連携はとれている	
	1	不審者侵入防止のための学校の体制を保護者に <u>周知</u> する機会を設定している
	2	不審者侵入防止のための学校の体制を <u>地域の方に周知</u> する機会を設定している
	3	地域の方や警察官に日常的校内巡回の協力を得ている
	4	外部者が来校する学校行事等で保護者等に受付や校内巡回等を依頼し協力を得ている
	5	外部者が来校する学校行事等に際し、児童生徒に挨拶等も含めて安全指導をしている
	6	保護者や地域の方等に巡回の協力を依頼する際、万一の場合の対応を簡単なマニュアル等により説明している
	学校外での不審者に対する体制はとられている	
	1	学区域内の安全確保のため、保護者・地域・警察等関係機関に協力を依頼している
	2	近隣に不審者があった場合、その情報が速やかに学校にもたらされるよう保護者・地域・警察等関係機関・近隣の学校等と連携している、教職員や子どもに指導している
	3	学校外で万一の事態が生じたときの対処について、児童生徒に指導している
	4	近隣に不審者の情報があった場合、児童生徒等の安全確保、保護者への緊急連絡、登下校時の対応等の対策ができています
5	犯行予告や脅迫電話への児童生徒等の安全確保の対策ができています	
学校安全対策・管理委員会を定期的開催している		
教育・訓練	不審者対応マニュアルに沿って、防犯訓練を実施している	
	1	校内でマニュアルの理解を図るための防犯訓練を実施している
	2	警察と連携した防犯訓練を実施している
	3	さまざまな場合を想定して、全校態勢での防犯訓練を実施している